

# 砥部町から転出される方へ

## 転出届

砥部町外へ住所を移される方は、転出手続きにお越しく下さい。  
転出証明書をお渡ししますので、新住所地に住み始めた日から14日以内に、  
新住所の役場で転入手続きをお願いします。

【必要なもの】

- ・本人確認書類



1点でよい書類	運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・在留カード等
2点必要な書類	資格確認書・年金手帳・介護保険証・社員証・学生証等

- ・認印

※転出が取りやめになった場合、転出証明書に記載のある異動年月日や異動先が変更になった場合等は、お問い合わせください。町民課 戸籍住民係 ☎089-962-2026

## その他の関連する手続き（砥部町役場町民課）【 】内は必要なもの

手続き項目	砥部町での手続き	新住所地での手続き	
町民課 戸籍住民係 ☎962-2026	<input type="checkbox"/> 印鑑登録	転出（予定）日をもって登録は抹消されますので印鑑登録証（カード）をお返しください。	必要な方は新たに印鑑登録手続きをしてください。【印鑑】
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	手続きはありません。 ※交付申請中に転出される場合、申請が取り消されます。転入後、再度申請をしてください。	継続利用手続きが必要です。 【マイナンバーカード・暗証番号】
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	手続きはありません。	継続利用手続きが必要です。 【住民基本台帳カード・暗証番号】
	<input type="checkbox"/> 電子証明書	転出手続きに伴い自動で失効しますので、手続きはありません。	必要な方は申請をしてください。 【マイナンバーカード・暗証番号】
町民課 環境衛生係 ☎962-7446	<input type="checkbox"/> 飼い犬	手続きは必要ありません。	住所変更手続きをお願いします。 【犬の鑑札】
税務課 町民税係 ☎962-2061	<input type="checkbox"/> 各種町税	・町民税は1月1日を、軽自動車税は4月1日を基準日として1年分賦課されます。転出後も引き続きお支払いください。 ・納付書は、裏面にある納付場所でのみしか使えません。新住所地に納付場所がない場合はご連絡ください。	軽自動車等について、原付は新しい住所地の役場で、軽二輪等は運輸支局で、軽自動車は軽自動車協会で、手続きができます。 手続きされなければ引き続き砥部町で課税されます。
保険健康課 保険年金係 ☎962-7057	<input type="checkbox"/> 国民健康保険	・保険証を返却してください。転出予定日まで日数がある場合は有効期限を押印してお使いいただけます。 ・施設や病院等に入所・入院する場合、就学のために転出する場合等は、引き続き砥部町の国民健康保険を使うことがあります。 【保険証／在学証明書(有効期限の記載がある学生証)・保険証】	新たに手続きをしてください。
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	・保険証を返却してください。 ・県外に転出する場合は負担区分等証明書等をお渡しします。 ・県外の施設・病院に入所・入院する場合はお知らせください。 【被保険者証】	新たに手続きをしてください。 【負担区分等証明書等(県外転出のみ)・認印】
保険健康課 保険年金係 ☎962-7057	<input type="checkbox"/> 国民年金	・国民年金(1号)被保険者は、手続きは必要ありません。納付書はそのままお使いください。口座振替は継続されます。 ・厚生年金(2号)被保険者・厚生年金の被扶養配偶者(3号)は、勤務先で手続きをしてください。	住所変更等の手続きをしてください。 【認印】
	<input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療	受給者証を返却してください。転出予定日まで日数がある場合は有効期限を押印してお使いいただけます。 【受給者証】	新たに手続きをしてください。自治体によっては制度内容に違いがあります。
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療		
	<input type="checkbox"/> 子ども医療(高校生以下)		

手続き項目		砥部町での手続き	新住所地での手続き
介護福祉課 障がい福祉係 ☎962-7255	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	手続きはありません。	住所変更手続きをしてください。 【手帳・認印】
	<input type="checkbox"/> 療育手帳		住所変更手続きをしてください。 【精神障害者保健福祉手帳・認印】 県外へ転出される場合は必要書類が異なる場合があります。
	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳		
介護福祉課 介護保険係 ☎962-7255	<input type="checkbox"/> 介護保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者証、負担割合証および負担限度額認定証（お持ちの方のみ）を返却してください。</li> <li>【被保険者証・負担割合証および負担限度額認定証（お持ちの方）】</li> <li>要介護・要支援認定を受けている方は「介護保険受給資格証明書」をお渡しします。</li> </ul>	要介護等認定を受けている方は、住み始めてから14日以内に引継認定の手続きをしてください。 【介護保険受給資格証明書・65歳未満は健康保険証】
上下水道課 下水道管理係 ☎962-6363	<input type="checkbox"/> 浄化槽町有施設	手続きが必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。	手続きが必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。
	<input type="checkbox"/> 公共下水道（麻生方面）		
	<input type="checkbox"/> 農業集落排水（総津、玉谷、大内野）		
上下水道課 水道管理係 ☎962-7001	<input type="checkbox"/> 水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸建てであれば廃止の手続きが必要です。</li> <li>集合住宅も手続きが必要なことがあります。</li> </ul>	

### その他の関連する手続き（砥部町中央公民館）【 】内は必要なもの

手続き項目		砥部町での手続き	新住所地での手続き
子育て支援課 子育て支援センター係 ☎907-5665	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳	手続きはありません。	そのままお持ちください。
	<input type="checkbox"/> 予防接種手帳		未使用分は新住所地のものに差し替えられますので、転入手続きの際にお持ちください。
	<input type="checkbox"/> 妊婦一般健康診査受診券		
	<input type="checkbox"/> 乳児一般健康診査受診券		
子育て支援課 こども福祉係 ☎962-6299	<input type="checkbox"/> 児童手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給者が転出する場合は消滅手続きをしてください。転出予定日の属する月分までは砥部町から支給します。</li> <li>児童と別居となる場合は手続きが必要です。</li> <li>転出し児童を養育しなくなる場合は受給者切り替えの手続きが必要です。</li> </ul>	※受給者切り替え等により児童手当を受給しなくなった場合は手続き不要です。 転出予定日の15日以内に手続きをしてください。 【請求者名義の口座のわかるもの・マイナンバーのわかるもの】
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	住所変更の手続きが必要です。 【児童扶養手当証書】	住所変更手続きをしてください。 【受給者名義の銀行通帳・マイナンバーのわかるもの】
	<input type="checkbox"/> 子育て用品引換券	未使用券がある場合は、転出日以降ご利用できません。子育て支援課に返却してください。	/
	<input type="checkbox"/> 愛媛の子育て応援券	県外転出で未使用券がある場合は、転出日以降ご利用できません。子育て支援課に返却してください。	
子育て支援課 保育幼稚園係 ☎962-6171	<input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園等に入所する児童の保護者	転出手続きの後、退所・退園手続きに子育て支援課までお越しください。	新たに手続きをしてください。
学校教育課 学校教育係 ☎962-4820	<input type="checkbox"/> 町立小中学生の保護者	転出手続き後、学校教育課（中央公民館2階）で転校通知書を受け取り、現在の学校へ提出してください。	砥部町の学校への最終登校日の翌日以降に転入届を提出してください。

令和6年4月1日現在